

## 実施方針の変更に係る新旧対照表

実施方針の主な変更内容は次のとおりである。

なお、変更に当たり、字句や文章表現の変更等の軽微な変更については、本表の記載を割愛する。

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前	変更後
			第	1	(1)	1)	①				令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	
1	実施方針	1	1	1	(4)					本事業の目的	県では、築55年が経過し老朽化が進んでいる現在の県立体育館（以下「現県立体育館」という。）について（略）	県では、築56年が経過し老朽化が進んでいる現在の県立体育館（以下「現県立体育館」という。）について（略）
2	実施方針	1	1	1	(5)					事業内容	本事業は、新県立体育館（駐車場、ロータリー、緑地、遊具等の外構を含む。）の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営を行う。（略）	本事業は、新県立体育館（駐車場、ロータリー、緑地、遊具等の外構を含む。）の設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営を行う。（略）
3	実施方針	3	1	1	(8)					事業期間	本事業の事業期間は、PFI法第14条第1項の事業契約（以下「事業契約」という。）の締結の日（令和7年4月を予定）から令和26年3月までの19年間を予定している。（略）	本事業の事業期間は、PFI法第14条第1項の事業契約（以下「事業契約」という。）締結日から令和26年3月までを予定している。（略）
4	実施方針	—	1	1	(9)	4)				維持管理業務	⑦植栽管理業務	削除
5	実施方針	4	1	1	(9)	4)				維持管理業務	—	追加（⑦緑地・遊具広場等管理業務～⑨除雪業務）
6	実施方針	4	1	1	(9)	4)				維持管理業務	⑧中長期修繕計画策定業務	⑩中長期修繕計画策定業務
7	実施方針	4	1	1	(9)	5)				運営業務	ホームページ管理その他広報業務	利用促進業務（ホームページ管理その他広報業務）
8	実施方針	5	1	1	(9)	6)				自主事業	（略）なお、自主事業に係る費用については、PFI事業者の負担とする。	（略）なお、自主事業に係る費用については、PFI事業者の負担とする。 <u>ネーミングライツの導入を自主事業として実施することはできない。</u>
9	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	施設整備業務に要する費用について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を一括払いにより支払う。 <u>ただし、県が施設建設費の財源の一部として活用を検討している国庫補助金等に係る施設整備に要する費用については、当該国庫補助金等に関する交付要綱等の定めにより、竣工後又は出来高に応じてPFI事業者を支払う場合がある。</u>	施設整備業務に要する費用（建屋及びロータリーの本件引渡日以前の統括管理業務に要する費用を含む。）について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を竣工後又は出来高に応じて支払う。
10	実施方針	5	1	1	(11)	1)	②			開業準備業務の対価	開業準備業務に要する費用について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約で定める額を支払う。	開業準備業務に要する費用（建屋及びロータリーの本件引渡日の翌日から供用開始日の前日までの統括管理業務に要する費用を含む。）について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約で定める額を③の最初の支払いと同時に支払う。
11	実施方針	5	1	1	(11)	1)	③			維持管理業務及び運営業務の対価	統括管理業務、維持管理業務及び運営業務の対価	維持管理業務及び運営業務の対価

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
12	実施方針	5	1	1	(11)	1)	③			統括管理業務、維持管理業務及び運営業務に要する費用について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約で定める額を、事業期間終了までの間に、当該業務に係る年度ごとに支払う。なお、支払い方法（ <u>四半期毎、半年毎</u> ）については、事業契約で定めるものとする。	維持管理業務及び運営業務に要する費用（ <u>建屋及びロータリーの供用開始日以降の統括管理業務に要する費用を含む。</u> ）について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約で定める額を、事業期間終了までの間に、当該業務に係る年度ごとに支払う。なお、支払い方法については、事業契約で定めるものとする。	
13	実施方針	6	1	1	(12)					PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	PFI事業者は、入札時に提出する計画を超える利益が得られた場合には、当該利益の一部を県に還元するものとする。（略）	PFI事業者は、入札時に提出する計画を超える利用料金収入が得られた場合には、その差額の一部を県に還元するものとする。（略）
14	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			建屋及びロータリー設計・建設期間	事業契約締結日から令和10年7月末まで	事業契約締結日から開業準備業務の開始日の前日まで
15	実施方針	6	1	1	(13)	1)	②			建屋及びロータリー開業準備期間	令和10年8月から9月末頃まで	供用開始日の前日まで
16	実施方針	6	1	1	(13)	1)	③			建屋及びロータリー供用開始	令和10年9月末頃以降	令和10年9月末
17	実施方針	6	1	1	(13)	1)	④			建屋及びロータリー維持管理・運営期間	竣工から令和26年3月末まで（15年8か月程度）	供用開始日から令和26年3月末まで（15年6か月）
18	実施方針	6	1	1	(13)	1)				建屋及びロータリー備考	—	(1) 建屋の供用開始に合わせて整備する第1駐車場の一部を含む。 (2) ホームアリーナ検査要項「2026-27シーズン B.PREMIER用」の要件を満たす限り、その他の施設・設備等の整備期間については、令和10年12月末を限度にPFI事業者の提案による。
19	実施方針	—	1	1	(13)	2)				駐車場のうち気象台跡地に整備するもの（第2駐車場）	—	表を削除
20	実施方針	—	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの（第1駐車場）、緑地、遊具広場等	—	表を削除
21	実施方針	6	1	1	(13)	2)				第1駐車場	—	表を追加
22	実施方針	7	1	1	(13)	3)				緑地、遊具広場等	—	表を追加
23	実施方針	7	1	1	(13)	4)				第2駐車場	—	表を追加

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
24	実施方針	7	1	1	(13)	5)				事業契約等の締結（予定）	—	表を修正
25	実施方針	8	1	1	(14)					事業に必要と想定される主な根拠法令等	—	追加 29) ガス事業法 30) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以降を繰り下げ）
26	実施方針	8	1	1	(14)					事業に必要と想定される主な根拠法令等	31) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例・ <u>施行規則</u> ・ <u>要綱</u> ～ 36) 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例・ <u>施行規則</u>	33) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例 ～ 38) 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
27	実施方針	8	1	1	(14)					事業に必要と想定される主な根拠法令等	—	追加 39) 秋田市建築基準法施行細則 ～ 50) 秋田市下水道条例（以降を繰り下げ）
28	実施方針	11	2	3						新県立体育館PFI事業審査会の設置 【新県立体育館PFI事業審査会委員名簿】	—	表を修正（備考欄）
29	実施方針	12	2	7						事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	—	表を修正
30	実施方針	—	2	8	(1)	2)				実施方針等に関する説明会の開催	—	削除
31	実施方針	13	2	8	(2)					実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表	実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表	実施方針等に関する質問の受付、回答の公表
32	実施方針	13	2	8	(2)	1)				実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表受付期間	<u>令和6年3月11日（月）から4月1日（月）17時まで（必着）</u>	<u>（1回目） 令和6年11月26日（火）から11月29日（金）17時まで（必着）</u> <u>（2回目） 令和6年12月 9日（月）から12月13日（金）17時まで（必着）</u>
33	実施方針	13	2	8	(2)	2)				実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表提出方法	質問及び意見・提案の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式2）又は「意見・提案書」（様式3）に記入のうえ、電子メールにて <u>下記のアドレス宛に提出すること</u> 。その際、電子メールの件名は「実施方針等に関する質問書」又は「 <u>実施方針等に関する意見・提案書</u> 」とし、会社名及び連絡担当者名を記入すること。（略）	質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式1）に記入のうえ、電子メールにて <u>次のアドレス宛に提出すること</u> 。その際、電子メールの件名は「実施方針等に関する質問書」とし、会社名及び連絡担当者名を記入すること。（略）

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
34	実施方針	14	2	8	(2)	3)				実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表回答方法	質問及び意見・提案に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると県が認めたものを除き、一括して令和6年4月15日（月）までに県ホームページにて公表する。また、事業者等から提出のあった意見等のうち、県が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことがある。	質問に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると県が認めたものを除き、次のとおり県ホームページにて公表する。 <u>(1回目) 令和6年12月6日（金）まで</u> <u>(2回目) 令和6年12月20日（金）まで</u>
35	実施方針	14	2	8	(2)	4)				実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表 質問又は意見・提案の提出先	質問又は意見・提案の提出先	質問の提出先
36	実施方針	—	2	8						対話の実施及び内容の公表	—	削除
37	実施方針	14	2	8	(6)					入札公告（入札説明書等の公表）	実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札公告を行う。併せて入札説明書等（入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を含む。）を県ホームページで公表する。	実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札公告を行う。併せて入札説明書等（入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を含む。）を県ホームページで公表する。
38	実施方針	15	2	8	(9)					対話の実施及び内容の公表	県と本事業への応募者の間で十分な認識の共有を図り、本事業に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の解釈との間に齟齬が生じないようにするため、対面（Zoomによるオンライン形式を想定）による対話を予定している。 <u>その内容の公表も含めた具体的な実施方法は、入札説明書により提示する。</u>	県と本事業への応募者の間で十分な認識の共有を図り、本事業に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の解釈との間に齟齬が生じないようにするため、対面（Zoomによるオンライン形式を想定）による対話を次のとおり予定している。
39	実施方針	15	2	8	(9)	1)				対話の実施及び内容の公表 開催時期	—	<u>令和7年1月23日（木）、1月24日（金）（詳細は、県ホームページで公表する。）</u>
40	実施方針	15	2	8	(9)	2)				対話の実施及び内容の公表 実施方法	—	<u>オンライン（Zoomによる実施を予定）</u>
41	実施方針	15	2	8	(9)	3)				対話の実施及び内容の公表 申込方法	—	<u>具体的な実施方法は、入札説明書により提示する。</u>
42	実施方針	15	2	8	(9)	4)				対話の実施及び内容の公表 申込時期	—	<u>令和7年1月14日（火）～1月17日（金）17時まで（詳細は、県ホームページで公表する。）</u>

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
43	実施方針	15	2	8	(9)	5)				対話の実施及び内容の公表 申込先	—	秋田県 観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備チーム（担当事務局） 電話番号：018-860-1246 E-Mail：sports@pref.akita.lg.jp
44	実施方針	16	2	8	(9)	6)				対話の実施及び内容の公表 注意事項	—	対話の内容については、対話者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると県が認めたものを除き、一括して県ホームページにて公表する。
45	実施方針	16	2	8	(12)					基本協定、基本合意書、仮契約、本契約の締結	基本協定の締結、仮契約の締結及び本契約の締結	基本協定、基本合意書、仮契約、本契約の締結
46	実施方針	16	2	8	(12)					基本協定、基本合意書、仮契約、本契約の締結	県は、落札者、公益財団法人秋田県スポーツ協会及び秋田ノーザンハビネッツ株式会社との間でPFI事業に関する基本協定を締結する。 落札者は、基本協定に従い、PFI事業を実施するためのSPCを設立し、県と当該SPCは仮契約を締結する。 県とSPCは、議会の議決を経た後、令和7年4月に本契約を締結する。	県は、落札者との間でPFI事業に関する基本協定を締結する。 落札者は、基本協定に従い、PFI事業を実施するためのSPCを設立し、県は、SPCと仮契約を締結する。 県は、SPC及び公益財団法人秋田県スポーツ協会と基本合意書を締結する。 県は、県議会の議決を経て、令和7年6月迄にSPCと本契約を締結する。
47	実施方針	18	2	9	(3)	1)	②			構成員及び協力企業の資格要件（業務別）設計企業	提出期限日までに完了した設計業務であって、遊戯施設（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第3項第1号に掲げる遊戯施設をいう。以下同じ。）を備えた緑地（新設又は改修に係るものに限る。）の施工に係る実施設計の元請実績	平成16年4月1日から提出期限日までに完了した設計業務であって、遊戯施設（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第3項第1号に掲げる遊戯施設をいう。以下同じ。）を備えた緑地（新設又は改修に係るものに限る。）に係る実施設計の元請実績
48	実施方針	20	2	9	(4)					入札参加資格要件の基準日	入札参加資格要件等の確認基準日（以下「確認基準日」という。）は、提出期限日（出資予定者にとっては、入札提出書類（提案書）の提出期限の日）とする。	入札参加資格要件等の確認基準日（以下「確認基準日」という。）は、入札参加資格確認申請書の提出期限日（出資予定者にとっては、入札提出書類（提案書）の提出期限の日）とする。

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
49	実施方針	20	2	9	(5)	2)				確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	1)は、開札日の翌日から落札決定の日までの間に構成員、協力企業又は出資予定者のいずれかの者が(1)5)、(2)又は(3)に係る要件を欠くに至った場合における落札者決定の審査について、準用する。	開札日の翌日から落札決定日までの間、構成員、協力企業又は出資予定者のいずれかの者が(1)5)、(2)又は(3)に定める要件を欠くに至った場合は、当該応募グループは落札者決定のための審査の対象から除外する。ただし、欠格者が代表企業以外の者である場合は、県は、次の場合に限り、当該応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。 ① 応募グループが代替者を補充し、必要書類を提出した上で、県が入札参加資格の確認及び設立を予定する SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業又は出資予定者の入札参加資格要件等の確認基準日は、欠格者の入札参加資格を欠いた日とする。 ② 欠格者が担当する業務に当たる構成員、協力企業又は出資予定者が複数である場合で、欠格者を除く構成員、協力企業又は出資予定者で全ての入札参加資格を満たし、かつ、設立を予定する SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
50	実施方針	20	2	9	(5)	3)				確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	—	落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、応募グループの構成員、協力企業又は出資予定者のいずれかの者が入札参加資格を欠くに至った場合は、県は当該応募グループとの基本協定を締結しない。ただし、欠格者が代表企業以外の者である場合は、2) における①及び②の規定を準用し、応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。
51	実施方針	21	2	10	(1)					提出書類	提出された書類は返却しない。	提出された書類は返却しない。また、 <u>契約に至らなかった提案書は、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとする。</u>
52	実施方針	21	2	10	(2)					著作権	入札提出書類（提案書）の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の内容を公表する場合その他県が必要とする場合には、 <u>入札提出書類（提案書）の全部又は一部を無償で使用できるものとする。</u> なお、また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、PFI法第11条第1項の規定による客観的な評価の公表以外には使用しない。	提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の内容を公表する場合、又は県が必要とする場合には、 <u>提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。</u> また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、PFI法第11条第1項に <u>基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）</u> 以外には使用しない。

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
53	実施方針	22	3	1	(1)					責任分担の考え方	本事業における設計、建設、工事監理、運営、維持管理における業務執行上の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。	本事業における設計、建設、工事監理、開業準備、運営、維持管理における業務執行上の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。
54	実施方針	23	3	4	(2)	3)				維持管理・運営段階	維持管理・運営段階	開業準備・維持管理・運営段階
55	実施方針	23	3	4	(2)	3)				維持管理・運営段階	県は、PFI事業者が実施する維持管理業務及び運営業務について、定期的に業務の実施状況、収支を確認するとともに、PFI事業者の財務状況を確認する。（略）	県は、PFI事業者が実施する開業準備業務、維持管理業務及び運営業務について、定期的に業務の実施状況、収支を確認するとともに、PFI事業者の財務状況を確認する。（略）
56	実施方針	23	3	4	(3)					モニタリングの結果による対応	県は、モニタリングの結果、PFI事業者が実施する業務の水準が、事業契約において定める水準を満たしていない場合には、業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務及び運営業務については、PFI事業者に対してサービス購入料を未達成の度合いに応じて減額する。（略）	県は、モニタリングの結果、PFI事業者が実施する業務の水準が、事業契約において定める水準を満たしていない場合には、業務内容の速やかな改善を求めるとともに、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務については、PFI事業者に対してサービス購入料を未達成の度合いに応じて減額する。（略）
57	実施方針	—	7	3						金融機関等（融資団）と県との協議	事業の継続性を確保するため、県は、PFI事業者に対し本事業に係る資金供給を行う融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。	削除
58	実施方針	28	8	1						議会の議決に係るスケジュール	令和6年6月 予算案の上程 令和7年2月 関係条例の整備に関する条例案の上程（※） 事業契約締結に関する議案の上程 指定管理者の指定に関する議案の上程 ※ このほか、提案等により、条例の制定又は改正が必要となる場合は、別途条例案を上程することを検討する。	令和6年12月 予算案の上程 令和7年6月迄 関係条例の整備に関する条例案の上程（※） 事業契約締結に関する議案の上程 指定管理者の指定に関する議案の上程 ※ このほか、提案等により、条例の制定又は改正が必要となる場合は、別途条例案を上程することを検討する。
59	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	—	1							プロフィットシェアリングの対象	運営段階における各事業年度のPFI事業者の利益（自主事業に係るものを含む税引前当期利益をいう。以下同じ。）	各事業年度の利用料金収入

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
60	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	－	2							具体的な取り扱い	各事業年度の利益（以下「実績値」という。）が、 <u>県とPFI事業者との間で予め合意する各年度の事業計画上の利益</u> （以下「計画値」という。）を上回る場合、実績値と計画値の差額について、次のとおり取り扱う。 (1) <u>差額のうち</u> 、計画値の15%以下の部分については、 <u>全てPFI事業者</u> に帰属することとする。 (2) <u>差額のうち</u> 、計画値の15%を超える部分については、その超える部分の80%はPFI事業者 <del>に</del> に帰属し、20%は <u>県</u> に帰属することとする。	各事業年度の <u>実際の利用料金収入</u> （以下「実績値」という。）が、 <u>事業計画上の利用料金収入</u> （以下「計画値」という。）を上回る場合、実績値と計画値の差額（以下「増加収入」という。）について、次のとおり取り扱う。 (1) <u>利用料金収入の増加収入のうち</u> 、 <u>利用料金収入の計画値の15%以下の部分</u> については、 <u>全て事業者</u> に帰属することとする。 (2) <u>利用料金収入の増加収入のうち</u> 、 <u>利用料金収入の計画値の15%を超える部分</u> については、その超える部分の80%は <u>事業者</u> に帰属し、20%は <u>県</u> に帰属することとする。
61	別添資料1 プロフィットシェアリングの考え方	－	2							<プロフィットシェアリングのイメージ>	－	表を修正
62	添付資料2 リスク分担表	1							No. 2	共通事項 計画変更リスク	PFI事業者の責に帰すべき上記以外の事由による事業内容の変更、中断、中止に関するもの	上記以外の事由（法令変更、不可抗力を除く）による事業内容の変更、中断、中止に関するもの
63	添付資料2 リスク分担表	1							No. 9	共通事項 法制度リスク	PFI本事業に <u>直接の影響</u> を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	本事業に <u>類型的又は特別に</u> 影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの
64	添付資料2 リスク分担表	1							No. 11	共通事項 許認可遅延リスク	県の事由による許認可の取得・遅延に関するもの	県の責に帰すべき事由による許認可の取得・遅延に関するもの
65	添付資料2 リスク分担表	1							No. 12	共通事項 許認可遅延リスク	その他の事由による許認可の取得・遅延に関するもの	上記以外の事由による許認可の取得・遅延に関するもの
66	添付資料2 リスク分担表	1							No. 13	共通事項 税制度変更リスク	<u>サービス購入料にかかる消費税の変更によるもの</u>	消費税及び地方消費税の変更に関するもの、並びにPFI事業に <u>特定の</u> 税制の新設・変更に関するもの
67	添付資料2 リスク分担表	1							No. 15	共通事項 住民対応リスク	本事業の実施そのもの及びその内容（自主事業を除く。）を起因とする住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	本事業における施設の設置・維持管理・運営（自主事業の実施を除く。）自体に <u>直接起因</u> する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの
68	添付資料2 リスク分担表	1							No. 16	共通事項 住民対応リスク	上記以外のPFI事業者が行う業務を起因とする住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	上記以外のPFI事業者が行う業務（ <u>自主事業の実施を含む。</u> ）を起因とする住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの
69	添付資料2 リスク分担表	2							No. 17	共通事項 環境リスク	県が行う業務に起因する環境の悪化（ <u>有害物質の排出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等</u> ）	県が行う業務に起因する環境悪化（ <u>騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、交通障害等</u> ）への対策
70	添付資料2 リスク分担表	2							No. 18	共通事項 環境リスク	PFI事業者が行う業務に起因する環境の悪化（ <u>有害物質の排出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等</u> ）	PFI事業者が行う業務に起因する環境悪化（ <u>騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、交通障害等</u> ）への対策

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前 令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	変更後
			第	1	(1)	1)	①					
71	添付資料2 リスク分担表	2							No. 20	共通事項 第三者賠償リスク	PFI事業者の責に帰すべき事由による第三者の損害（上記以外によるもの）	上記以外の事由（PFI事業者の責に帰すべき事由を含む）による第三者の損害
72	添付資料2 リスク分担表	2							No. 22	共通事項 債務不履行リスク	サービス水準の未達その他のPFI事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害	要求水準の未達その他のPFI事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害
73	添付資料2 リスク分担表	2							No. 24	共通事項 不可抗力リスク	県またはPFI事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的または人為的現象により、PFI事業者が生じた増加費用又は損害	以下のいずれかに該当する事象（いずれも、業務要求水準書（案）に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る）のうち、県又はPFI事業者のいずれの責にも帰すことのできないものにより、PFI事業者が生じた増加費用又は損害 (1) 地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害 (2) 豪雨、暴風その他の異常気象であつて本件施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの (3) 騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象 (4) その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む）
74	添付資料2 リスク分担表	2							No. 25	共通事項 安全確保リスク	設計、建設、維持管理、運営等における安全性の確保	設計、建設、開業準備、維持管理、運営等における安全性の確保
75	添付資料2 リスク分担表	2							No. 26	共通事項 保険リスク	施設の設計・建設段階及び維持管理・運営段階のリスクをカバーする保険への加入	施設の設計・建設段階、開業準備段階、維持管理・運営段階のリスクをカバーする保険への加入
76	添付資料2 リスク分担表	—							—	共通事項 金利リスク	—	削除（以降を繰り上げ）
77	添付資料2 リスク分担表	3							No. 29	設計・建設段階 土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスク	県が事前に提示した資料から予見できるもの	工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、県が事前に提示した資料から予見できないもの
78	添付資料2 リスク分担表	3							No. 30	設計・建設段階 土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスク	県が事前に提示した資料からは予見できないもの	上記以外のもの
79	添付資料2 リスク分担表	3							No. 31	設計・建設段階 造成リスク	県が事前に提示した資料から予見できるもの	工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、県が事前に提示した資料から予見できないもの
80	添付資料2 リスク分担表	3							No. 32	設計・建設段階 造成リスク	県が事前に提示した資料からは予見できないもの	上記以外のもの

No.	資料名	頁	該当項目							項目名	変更前	変更後
			第	1	(1)	1)	①				令和6年3月公表（令和6年5月30日変更）	
81	添付資料2 リスク分担表	5							No. 59	設計・建設段階情報システムリスク	情報システムの故障や陳腐化に関するもの	情報システムの故障や陳腐化に関するもの (但し、情報通信設備一式の更新を除く)
82	添付資料2 リスク分担表	5							No. 60	設計・建設段階情報システムリスク	—	情報通信設備一式の更新
83	添付資料2 リスク分担表	5							No. 61	設計・建設段階盗難リスク	体育館における盗難に伴うもの	県の責に帰すべき事由による本事業に係る施設における盗難に伴うもの
84	添付資料2 リスク分担表	5							No. 62	設計・建設段階盗難リスク	県の責めによる体育館における盗難に伴うもの	上記以外の要因による本事業に係る施設における盗難に伴うもの
85	添付資料2 リスク分担表	5							No. 63	設計・建設段階情報流失リスク	個人情報等の流出	県の責に帰すべき事由による個人情報等の流出
86	添付資料2 リスク分担表	5							No. 64	設計・建設段階情報流失リスク	県の責めによる個人情報等の流出	上記以外の要因による個人情報等の流出
87	添付資料2 リスク分担表	5							No. 65	設計・建設段階利用者トラブルリスク	PFI事業者が実施する業務に関する利用者からの苦情利用者からの苦情、利用者間のトラブル等	本事業における施設の設置・維持管理・運営（自主事業の実施を除く）自体に対する利用者からの苦情
88	添付資料2 リスク分担表	5							No. 66	設計・建設段階利用者トラブルリスク	本事業の実施自体に関する利用者からの苦情	上記以外のPFI事業者が行う業務（自主事業の実施を含む）に関する利用者からの苦情、利用者間のトラブル等